

## 「法定利率改正のポイント」

弁護士 鈴木 啓 市

弁護士 秋 山 絵理子

### 1 今回の改正のポイント

本稿では、法定利率に関する規定の改正についてご紹介します。

2020年4月1日に改正民法（民法の一部を改正する法律（平成29年法律第44号）を言います。）が施行されましたが、今回の民法改正により、法定利率の分野では、『法定利率の5%から3%への引下げ』と『緩やかな変動制』が採用されました。

こうした法定利率の見直しが影響を及ぼす主要な場面には、①利息、②遅延損害金、③中間利息控除の3つがあります。本稿では、各場面における改正内容及び実務への影響について順次説明します。

### 2 利息としての法定利率【①】

#### 第404条（法定利率）

- 1 利息を生ずべき債権について別段の意思表示がないときは、その利率は、その利息が生じた最初の時点における法定利率による。
- 2 法定利率は、年3パーセントとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、法定利率は、法務省令で定めるところにより、3年を1期とし、1期ごとに、次項の規定により変動するものとする。
- 4 各期における法定利率は、この項の規定により法定利率に変動があった期のうち直近のもの（以下この項において「直近変動期」という。）における基準割合と当期における基準割合との差に相当する割合（その割合に1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を直近変動期における法定利率に加算し、又は減算した割合とする。
- 5 前項に規定する「基準割合」とは、法務省令で定めるところにより、各期の初日の属する年の6年前の年の1月から前々年の12月までの各月における短期貸付けの平均利率（当該各月において銀行が新たに行った貸付け（貸付期間が1年未満のものに限る。）に係る利率の平均をいう。）の合計を60で除して計算した割合（その割合に0.1パーセント未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）として

## 法務大臣が告示するものをいう。

### (1) 法定利率の引下げ

改正前の民法では、民事法定利率は年 5%（改正前民法 404 条）、商事法定利率は年 6%（改正前商法 514 条）とされていましたが、民法改正により、法定利率が年 3%に引き下げられることになりました（改正民法 404 条 2 項）。この改正は、改正前民法の法定利率が、市中金利を大きく上回る利率になっていたために、市場金利との乖離を抑えるという目的で利率を引き下げることにしたとともに、今後の市中金利の変動による法定利率との乖離を回避するために 3 年毎に見直しを行うこととされたものです。

また、これと同時に、商事法定利率が廃止され、改正民法所定の法定利率による統一的な処理がなされることになりました（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（以下、「整備法」といいます。）による商法 514 条の削除）。

### (2) 緩やかな変動制の採用

法定利率の年 3%への引下げとともに、今までの固定制から、法定利率を金利情勢にあわせて自動的に変動させる「緩やかな変動制」へと移行しました。

この緩やかな変動制は、3 年を 1 期として 1 期ごとに法定利率を見直すというものです。法務省令<sup>1</sup>によれば、2020 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日までを第 1 期とするということです。

この変動制の採用によって、法定利率は、国内銀行が当月に新規に行った短期の「貸出約定平均金利」（日本銀行が毎月公表しています）の過去 5 年間 60 ヶ月の平均値を指標とし、この数値を前回の変動時と比較して 1%以上の差が開いた場合にのみ、1%刻み（小数点以下は切り捨てる）の数値で変動する、ということになります（改正民法 404 条 3 項から 5 項）。したがって、法定利率は変動後でも常に整数となり、煩雑な計算は不要ということになります。

---

<sup>1</sup> 令和元年法務省令第 1 号「民法第 404 条 3 項に規定する基準割合の告示に関する省令」第 1 条

### (3) 法定利率適用の基準時

今回の民法改正により、時期によって法定利率が変動する可能性が生じたこととなりますが、ある債権に適用される法定利率については、「利息が生じた最初の時点」における法定利率で確定し、その後に法定利率が変動した場合でも適用される法定利率は変動しないこととされました（改正民法 404 条 1 項）。つまり、元本債権が存続している間に法定利率に変動があっても、当該利息が生じた最初の時点における法定利率によるため、個別の事案において事後的に適用される法定利率が変わることがないということです。

したがって、貸金利息に適用される法定利率は、通常は金銭交付の時点の利率ということになります。

### (4) 実務への影響

利息としての法定利率の適用場面は、利息付金銭消費貸借契約で利息の定めがない場合です。もっとも、契約書では、当事者間で合意した約定利率を定めていることが多く、契約実務への影響は少ないと考えられます。

なお、商事法定利率がなくなるため（整備法第 1 章 3 条参照）、商人間の取引では利率が年 6% から年 3% に変更される点には注意が必要です。

## 3 損害金における法定利率【②】

### 第 419 条（金銭債務の特則）

1 金銭の給付を目的とする債務の不履行については、その損害賠償の額は、債務者が遅滞の責任を負った最初の時点における法定利率によって定める。ただし、約定利率が法定利率を超えるときは、約定利率による。

2 3 （省略）

### (1) 変動制法定利率と遅延損害金

改正民法下では、金銭債務の債務不履行時の損害賠償額についての規定内容に変更はなく、遅延損害金の額は法定利率（改正後民法が適用される場合は 3%）によるものとされています（改正民法 419 条 1 項）。

### (2) 法定利率適用の基準時

遅延損害金についても、「債務者が遅滞の責任を負った最初の時点にお

ける」法定利率が適用されるとして適用の基準時が明記されています（改正民法 419 条 1 項）。これにより、事後的に法定利率が変動したとしても、遅延損害金は影響を受けないことが明らかになっています。

契約の場面では、弁済期の定めがある場合には当該弁済期における法定利率が適用されますが、期限の定めがない金銭債務の場合には、債権者の「履行の請求を受けた時」における法定利率が適用されるので注意が必要です（民法 412 条 3 項）。

また、不法行為の場合には、基本的には不法行為に基づく損害賠償債務が遅滞に陥る不法行為時が基準時と考えることができますが、不動産の不法占拠の様な継続的な不法行為の場合には日々の不法行為が観念できることとなりますから、当該不法占拠が法定利率変動の基準時をまたぐことになれば、それ以降は変動後の法定利率が適用されることとなります。

安全配慮義務違反が問題となる事案等において、事故発生時から損害賠償請求時までの間に法定利率の変動がある場合の法律構成（不法行為又は債務不履行）によっては、遅延損害金の利率に相違がある点についても注意が必要です。

### （3）実務への影響

貸金の利息のような場合とは異なり、遅延損害金の割合は契約書の中で定められていないことも多く、法定利率引下げへの対応や法定利率変動の場合の事務処理の煩雑さ回避という観点から、今後、遅延損害金の利率に関する規定をあらかじめ契約書に明記しておく重要性は相対的に増加するように思われます。

## 4 中間利息控除における法定利率【③】

### 第 417 条の 2（中間利息の控除）

- 1 将来において取得すべき利益についての損害賠償の額を定める場合において、その利益を取得すべき時までの利息相当額を控除するときは、その損害賠償の請求権が生じた時点における法定利率により、これをする。
- 2 将来において負担すべき費用についての損害賠償の額を定める場合において、その費用を負担すべき時までの利息相当額を控除するときも、前項と同様とする。

**第 722 条（損害賠償の方法、中間利息の控除及び過失相殺）**

**1 第 417 条及び第 417 条の 2 の規定は、不法行為による損害賠償について準用する。**

**2 （省略）**

**（１）中間利息控除とは**

中間利息控除とは、損害賠償請求権の損害額を算定するにあたり、逸失利益等を現在価値に換算するために、損害額算定の基準時から逸失利益等を得られたであろう時までの利息相当額（中間利息）を控除することをいいます。改正前民法の下では、最高裁判例（最判平成 17 年 6 月 14 日民集 59 卷 5 号 983 頁）によって、中間利息の割合は民事法定利率（年 5%）によることとされてきました。

**（２）中間利息控除の明文化**

改正前民法では中間利息控除に関する規定はありませんでしたが、改正民法 417 条の 2 は中間利息控除を明文化し、法定利率を基礎として算定する規定が置かれることになりました。また、不法行為の中間利息控除についてもこの規定が準用されています（改正民法 722 条 1 項）。

**（３）法定利率適用の基準時**

中間利息控除に適用される法定利率の基準時は、「損害賠償の請求権が生じた時点」であり、例えば、交通事故では、原則として事故時における法定利率により計算されることとなります。

また、後遺症による逸失利益については、その症状が固定した時点で労働能力喪失期間や喪失率が確定し、損害額の算定が可能になりますが、その場合にも障害の原因となった不法行為時が利率の基準時となるとされています。仮に症状固定時を基準時とすると、症状固定時がいつであったかを巡って深刻な紛争が生じるおそれがあり、これを回避するために一律に不法行為時とすることにされました。

なお、破産法及び民事執行法における無利息債権の現在化においても、中間利息控除が問題となりますが、その基準時については、それぞれ破産手続開始時または配当等の日の法定利率を適用することとされています（整備法による改正破産法 99 条 1 項 2 号、改正民事執行法 88 条 2 項）。

#### (4) 実務への影響

法定利率引下げによる中間利息控除の場面における影響ですが、例えば、法制審議会による審議の過程では、日本損害保険協会による交通事故の損害賠償額の試算も行われており、同協会作成の「損害賠償額算定における中間利息控除について」によれば、27歳男性が死亡した場合（全年齢平均賃金月額41万5400円で生活費控除割合35%と仮定）の逸失利益は、法定利率が5%の場合は約5560万円であるのに対して、3%の場合は約7490万円となり、その金額に大きな差が生じることが明らかになっています。

このように、中間利息控除は、法定利率を基礎として計算するという運用が維持され、法定利率の引下げによって、結果として控除される中間利息の総額が減少することになりました。特に人身事故における損害賠償は全体的に高額化することが予想され、今後損害保険料が増加することやむを得ないものと考えられます。法定利率の変動が生じる場合の手続対応という側面からも、保険実務への影響は大きいものといえます。

中間利息控除における変動制法定利率の採用は、交通事故の時期の僅かな違いで被害者の損害賠償額に差を生じさせるもので、公平な損害賠償という観点からはなお疑問が残るところもあります。この点は、債権法改正で大きく手が加えられなかった不法行為に基づく損害賠償額の算定方法それ自体の見直しが再検討される必要があるようにも思われ、こうした次の法改正にも目を向けていく必要があります。

#### < 参考資料 >

法務省民事局「民法（債権関係）の改正に関する説明資料」

債権法研究会編「詳説 改正債権法」

潮見佳男著『民法（債権関係）改正法の概要』（一般社団法人金融財政事情研究会、2017年）

我妻榮ほか『我妻・有泉コンメンタール民法第6版 総則・物権・債権』（日本評論社、2019年）

潮見佳男『債権総論第5版』（信山社、2018年）